

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月21日
【事業年度】	第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 畑中 伸介
【本店の所在の場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	千葉県船橋市海神町南一丁目1389番地
【電話番号】	047-495-1233（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員管理本部長 鈴木 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月28日に提出した第8期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

(1) 基本的な方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や下記の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、配当を実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

内部留保につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める地域への設備投資やシステム統一などに活用してまいります。

今後につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき5円とさせていただきます。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

(省略)

(3) 当事業年度に係る剰余金の配当

(省略)

(訂正後)

(1) 基本的な方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や下記の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して、配当を実施してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

ただし、過去におきましては、上記方針に基づき検討したものの、1株当たり配当額と株主の皆様への配当金受取りに係るコストを総合的に勘案した結果、中間配当については見送り期末配当のみ実施しており、当事業年度におきましても、下記のように期末配当のみとさせていただきます。

内部留保につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める地域への設備投資やシステム統一などに活用してまいります。

今後につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの基本方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株につき5円とさせていただきます。

(2) 剰余金の配当等の決定機関

(省略)

(3) 当事業年度に係る剰余金の配当

(省略)

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(省略)

企業統治の体制

イ．企業統治の概要および当該体制を採用する理由

(省略)

ロ．会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(省略)

ハ．内部監査および監査役監査の状況

内部監査については、社長直轄である内部監査室が行っております。内部監査室では、支社、支店、関係会社等を中心に11名体制で監査を行っており、内部統制基本方針にしたがい、重要性の判断基準に基づき決定しております。具体的には売上高の重要性を考慮して監査対象拠点を選定し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目とそれに至るプロセスを監査対象としております。また、内部監査に加えて、安全衛生管理および人事管理についても監査対象としております。

監査内容は、内部監査規程および内部監査実施規程に定められている内容（会計監査、業務監査）ならびにIT監査および決算・財務報告プロセス監査を行っており、監査結果および改善提案等を随時社長、取締役会および監査役会へ報告を行い、会計監査人との打ち合わせも随時行うことによって内部統制が機能するよう図っております。

監査役監査については、常勤監査役を中心に本社、支社、支店を定期的に巡回し、取締役の指示内容の適正、業務遂行の適正性を監査しており、監査結果については監査役会に報告しております。また、内部監査室、会計監査人と随時会議を行い、相互の監査内容の報告を交わしております。

監査役全員は取締役会に出席し、経営状態および業務の遂行上について監査しております。

なお、監査役内田喜美雄氏は、旧伊藤伊織の総務部に平成6年9月から平成14年3月まで在籍し、決算手続ならびに有価証券報告書等の作成に従事しておりました。

監査役高橋通夫氏は、常務執行役員九州支社営業管掌として営業および管理全般を統括しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役蒔苗誠氏は、税理士の資格を有しております。

監査役中野正信氏は、公認会計士の資格を有しております。

ニ．会計監査の状況

(省略)

ホ．社外取締役および社外監査役との関係

(省略)

～

(省略)

(訂正後)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(省略)

企業統治の体制

イ．企業統治の概要および当該体制を採用する理由

(省略)

ロ．会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

(省略)

ハ．内部監査および監査役監査の状況

内部監査については、社長直轄である内部監査室が行っております。内部監査室では、支社、支店、関係会社等を中心に11名体制で監査を行っており、内部統制基本方針にしたがい、重要性の判断基準に基づき決定しております。具体的には売上高の重要性を考慮して監査対象拠点を選定し、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目とそれに至るプロセスを監査対象としております。また、内部監査に加えて、安全衛生管理および人事管理についても監査対象としております。

監査内容は、内部監査規程および内部監査実施規程に定められている内容（会計監査、業務監査）ならびにIT監査および決算・財務報告プロセス監査を行っており、監査結果および改善提案等を随時社長、取締役会および監査役会へ報告を行い、会計監査人との打ち合わせも随時行うことにより内部統制が機能するよう図っております。

監査役監査については、常勤監査役を中心に本社、支社、支店を定期的に巡回し、取締役の指示内容の適正、業務遂行の適正性を監査しており、監査結果については監査役会に報告しております。また、内部監査室、会計監査人と随時会議を行い、相互の監査内容の報告を交わしております。

監査役全員は取締役会に出席し、経営状態および業務の遂行上について監査しております。

なお、監査役内田喜美雄氏は、旧伊藤伊織の総務部に平成6年9月から平成14年3月まで在籍し、決算手続ならびに有価証券報告書等の作成に従事しておりました。

監査役高橋通夫氏は、常務執行役員九州支社営業管掌として営業および管理全般を統括していた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役蒔苗誠氏は、税理士の資格を有しております。

監査役中野正信氏は、公認会計士の資格を有しております。

ニ．会計監査の状況

(省略)

ホ．社外取締役および社外監査役との関係

(省略)

～

(省略)